

議案第 105 号

多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例（平成17年多可町条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第9条関係）

学校施設使用料

（1）多可中学校

施設名	単位	利用料
体育館	1時間	全面 550円
		半面 270円
地域交流棟格技場	1時間	330円
地域交流棟調理室	1時間	770円
地域交流棟多目的大教室	1時間	1,100円
校庭	1時間	110円
テニスコート	1時間	330円
夜間照明	1時間	440円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 2 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100分の150を乗じた額とする。
- 3 使用料に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(2) 中町南小学校・中町北小学校・杉原谷小学校・松井小学校・八千代小学校

施設名	単位	利用料
体育館	1 時間	全面 330円
		半面 160円
校庭	1 時間	110円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

多可町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表第2（第5条、第9条関係）			別表第2（第5条、第9条関係）		
学校施設使用料			学校施設使用料		
(1) 中町中学校			(1) 多可中学校		
施設名	単位	利用料	施設名	単位	利用料
体育館	1時間	全面 550円	体育館	1時間	全面 550円
		半面 270円			半面 270円
柔剣道場	1時間	330円	地域交流棟格技場	1時間	330円
校庭	1時間	110円	地域交流棟調理室	1時間	770円
(2) 加美中学校			地域交流棟多目的大教室	1時間	1,100円
施設名	単位	利用料	校庭		
体育館	1時間	全面 550円	1時間 110円		
		半面 270円	テニスコート	1時間	330円
格技場	1時間	330円	夜間照明	1時間	440円
校庭	1時間	110円	備考		
かみいんぐホール	1時間	無料	1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。		
			2 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に100		

大会議室
小会議室
国際交流コーナー

分の 150 を乗じた額とする。

3 使用料に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 八千代中学校

施設名	単位	利用料
体育館	<u>1 時間</u>	<u>全面</u> <u>550 円</u>
		<u>半面</u> <u>270 円</u>
校庭	<u>1 時間</u>	<u>110 円</u>

(4) 中町南小学校・中町北小学校・杉原谷小学校・松井小学校
・八千代小学校

施設名	単位	利用料
体育館	<u>1 時間</u>	<u>全面</u> <u>330 円</u>
		<u>半面</u> <u>160 円</u>
校庭	<u>1 時間</u>	<u>110 円</u>

(2) 中町南小学校・中町北小学校・杉原谷小学校・松井小学校
・八千代小学校

施設名	単位	利用料
体育館	<u>1 時間</u>	<u>全面</u> <u>330 円</u>
		<u>半面</u> <u>160 円</u>
校庭	<u>1 時間</u>	<u>110 円</u>